

## 船舶管理業者誓約書

### 1 船舶管理業者は次の各号を厳守すること

#### (1) 浮桟橋及び駐艇場所

- ・使用許可を受けた艇は許可された場所に係留又は陸置きしてください。それ以外の場所に係留、陸置きをしないでください。
- ・駐艇スペース内には船以外のものを置かないでください。
- ・複数の船舶を管理している場合、船舶ごとの使用許可を受けた場所を使用し場所を入れ替えて使用することは違反行為になります。

#### (2) 船舶管理業者の船舶使用の制限

- ・船舶管理業者は、あくまでも修理・メンテナンス・船の管理を行うための許可であり船のメンテナンス後テスト操船することは許可されているが、日常的に船舶管理業者が主体となって船を使用することは許可されていません。

#### (3) 艇の修理等

- ・艇の修理等を行なう場合は管理者から場所の指定を受け、他の艇に迷惑にならないよう十分に注意をして行ってください。 (※契約船舶の契約した駐艇場/浮桟橋のみ)
- ・海上係留の許可を受けた艇で修理・メンテナンス等のために船台を持ち込んだ場合は、使用後速やかに所有者の責任において撤去してください。事情により港内に船台を置く必要がある場合は管理者とよく相談してください。相談をせず港内に船台を放置している艇については即日許可を取り消されることがありますので、ご注意ください。

#### (4) 危険物、有害物質等の持ち込み、投棄等の禁止

- ・危険物及び公衆衛生上有害な物質等のマリーナ施設への持ちこみ、投棄又は放置を禁止します。

#### (5) 営利行為の禁止

- ・マリーナ施設内における営利行為は禁止します。

#### (6) 使用権利の譲渡禁止

- ・使用許可に基づく施設を使用する権利の譲渡、転貸、又は担保にする事は条例により禁止されています。 (※バース売買の禁止)

### 2 マリーナ内における作業について

マリーナ内で行う船体及び船台等の整備作業については、作業に伴って発生する粉塵・スラグ・塗料等の飛散を防止する対策を講じ、マリーナ内設備及び他社の財産に飛散や破損が生じた場合は早急に原状回復を行うこと。  
作業前には港湾課に許可を受けなければこれらを行う事は違反行為です。

### 3 艇の管理・責任について

#### (1) 艇の管理責任

- ・艇の管理は所有者又は船舶管理業者の自己管理、自己責任において実施してください。

#### (2) 損害賠償

- ・施設又は他の船舶等に損害を与えた場合、又は他の船舶等から損害を受けた場合は、当事者間で解決してください。管理者はその責任を負いません。また、こうした損害に備えるために小型船舶の船体保険、搭乗者保険等に加入することをお奨めします。

#### (3) 盗難、事故防止等

- ・船体、備品、資材、用具等の盗難、マリーナ内での盗難、事故等においても管理者は、一切その責任を負いません。
- ・盗難、事故防止は使用者の自己管理、自己責任において実施してください。

**※ 遠方の方で申込みを行う場合のみ、本市に住所を有し現に居住している方  
を船舶管理業者として登録し、平常時・台風時等における管理を行わせる  
ことができる（船舶管理業者の主旨）**

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_